

三次市教育委員会議案第50号

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則の一部を改正する  
規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により，別紙三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則の一部を改正する規則案について，議決を求める。

令和6年2月5日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範